

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員に職務の執行にあたって負担した費用を、別表第2及び旅費規程の定めにより費用を弁償する。

(報酬等の支給日)

第5条 会長の報酬等及び費用弁償は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 会長以外の役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、令和元年6月26日から施行する。

別表第1(第3条関係)

職務内容	役職名等	報酬の額
会長の職務	会長	月額：100,000円
理事会	理事（会長を除く）・監事	出席の都度： 1人一律 4,000円
評議員会	評議員・監事	
監査	監事	
正副会長会議	副会長	
部会等	理事（会長を除く）	

別表第2(第4条関係)

職務内容	役職名等	費用弁償の額
理事会	理事（会長を除く）・監事	日額： 「旅費支給に係る届出書」 の距離に35円/kmを乗じ た額
評議員会	評議員・監事	
監査	監事	
正副会長会議	副会長	
部会等	理事（会長を除く）	
その他会議研修等	役員・評議員	「旅費規程」に準ずる